第一種貨物利用運送事業の登録の申請等について

(1) 登録申請書の記載事項及び添付書類は、貨物利用運送事業法第4条及び同法施行規則第4条に規定されています。

また、登録された場合は登録後30日以内に登録免許税9万円の納税が必要となります。

- (2) 第一種貨物利用運送事業(貨物自動車)の登録確認事項は次のとおりです。
- 1. 事業遂行に必要な施設
 - ① 使用権原のある営業所、店舗を有していること。
 - ② ①の営業所等が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
 - ③ 保管施設を必要とする場合は、使用権原のある保管施設を有していること。
 - ④ ③の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
 - ⑤ ③の保管施設の規模、構造及び施設が適切なものであること。
- 2. 財産的基礎

資産額(資産から負債を差引いた額を指します。なお、法人にあっては貸借対照表上の 純資産の部の額となります。)が300万円以上であること。

(貨物利用運送事業法施行規則第7条及び第8条参照)

3. 経営主体

欠格事由に該当しないこと

(貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号)

(問合先)

- ①第一種貨物利用運送事業(貨物自動車)については、管轄する運輸支局の輸送部門の窓口にお問い合わせください。
- ②第二種貨物利用運送事業(鉄道、航空)については、九州運輸局 自動車交通部 貨物課にお問い合せください。 電話(092)472-2528
- ③第二種貨物利用運送事業(外航海運、内航海運)については、九州運輸局 海事振興部 貨物課にお問い合わせ下さい。電話(092)472-3156

九州運輸局 自動車交通部 貨物課

申請者名又は名称 申 請 者 住 所 代表者役職氏名 (連 絡 先) TEL (担当者名)

第一種貨物利用運送事業(貨物自動車)登録申請書

今般、第一種貨物利用運送事業を経営したいので、貨物利用運送事業法第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり登録申請します。

記

- 名称及び住所並びに代表者氏名
 名 称
 住 所
 代表者氏名
- 2. 経営しようとする利用運送事業の別 「第一種貨物利用運送事業(貨物自動車)」
- 3. 事業の計画 別紙「事業計画書」のとおり

事業計画書

イ. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

事 業 者 名	住 所	事業の種類
	〒 -	□ 一般貨物自動車運送事業 □ 貨物利用運送事業
	〒 -	□ 一般貨物自動車運送事業 □ 貨物利用運送事業
	〒 -	□ 一般貨物自動車運送事業 □ 貨物利用運送事業

口.	貨物の保管	体制を必要	とす	る場合にあっ	ては、	保管施設の構	既要

保管施設 有・無

(有の場合)

(11 42 //// 11 /	
施設名	
所 在 地	
面積	m² 構造
付属設備 (防犯防火設備)	

ハ. その他事業の計画の内容として必要な事項

主たる事務所	名 称	
土にる事物別	所 在 地	〒 -
営 業 所	名 称	
A <i>未 [7</i>] 	所在地	〒 −
商 号 (使用する場合)		
利用運送機関の種類		貨物自動車運送
利用運送の区域	或又は区間	
業務の	範 囲	

ニ. 適用する利用運送約款 □□①運輸省告示第 579 号(平成2年 11 月 26 日)による標準貨物自動車利用運送

約款を適用する。
□②運輸省告示第 580 号(平成2年 11 月 26 日)による標準貨物自動車利用運送 (引越)約款を適用する。 □③上記以外の運送約款を設定する。

財産に関する調書

(個人事業者用)

資 産

内	容	金額
(例)普通預金		\triangle , \triangle \triangle \triangle , \triangle \triangle \triangle
郵便貯金		×××,××× 円
合	= -	0,000,000円 ①

負 債

	内	容	金	額
				Н
Ī				円
	合	計		円 ②

① —	2	=	円	
				-

以上、相違ありません。

令和 年 月 日

申請者住所 申請者氏名

宣誓誓

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所等の施設について、使用権原を有することを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名

宣誓誓

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所等の施設について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名

宣誓書

貨物利用運送事業法第4条第2項、同法施行規則第4条第2項第1号ロ及び第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名

現住所

氏 名

生年月日 年 月 日

宣誓誓

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない ことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

氏 名

(貨物自動車運送事業法に基づく「利用する運送事業者」との運送に関する契約書の様式例)

貨物利用運送契約書

貝物利用是心大利言
一般貨物自動車運送事業を営む(以下「甲」という。)と第一種貨
物利用運送事業を営む (以下「乙」という。)との間において、貨
物利用運送業務について次のとおり契約を締結する。
(契約の範囲)
第1条 荷主の要求による貨物利用運送の業務について、甲は運送にあたり、乙は利用運送に従 事するものとする。
(貨物の受け渡し方法及び運送責任の分野)
第2条 貨物の甲乙両者における発着取り扱いは、送り状を照合して受け渡しする。
発送貨物は、乙が甲に引き渡したる時より甲の責任とする。
到着貨物は、自動車より取り卸し、甲が乙に引き渡したる時より乙の責任とする。
甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。
(荷主に対する責任、損害賠償の範囲)
第3条 貨物事故の損害は、その荷主に対して、甲並びに乙、両者責任分野によって、その責任
を負い、賠償の範囲は、運送約款並びに利用運送約款によるものとする。
甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定にかかわらず、
各々その責任を負うものとする。
(事故の処理) - 第4条 作物東北の処理は、男子物業のトーニれた行うよのトナス
第4条 貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これを行うものとする。
(運送保険) 第5条 車両及び積荷保険の費用は甲の負担とする。
15 未 年間及び傾向保険の質用は中の負担とする。 ただし、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受けたる甲又は乙にて取
り扱うものとする。
(運送順位)
、定とはなった。 第6条 法令に定めなき限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。
(運賃・料金の支払い)
第7条 乙が甲に対して支払う運賃・料金は、甲が関係運輸局に届け出た貨物自動車運送事業運賃
料金表によるものとする。
(運賃・料金の決済)
第8条 貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月日をもって締め切って計算
をし、翌月日までに甲乙にて決済する。
(契約の期間)
第9条 本契約は乙に対する第一種貨物利用運送事業の登録が実施された日より年間効力
を有する。
期間満了前カ月前までに甲乙双方何ら意思表示なき場合は、さらに年間延長
するものとし、以後も同様とする。
(契約の解除及び更改) - 第10条 大型約0条条項中・契約の継续ナス第以上割りナス時は、円ス物業のト・ニャナ線除・
第10条 本契約の各条項中、契約の継続を不適当と認めたる時は、甲乙協議の上、これを解除
又は更改することができる。 (協議)
、
第11末 本夫前に足のかない仮がか至した場合は、十乙六に誠思を持って励戦するものとする。
`○ ₀
以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々捺印の上、各1部を保有する。
令和 年 月 日
(田) (井) 武
(甲) 住 所
氏名又は名称

(乙) 住 所氏名又は名称代表者の氏名

代表者の氏名

第一種貨物利用運送事業登録申請書の記載要領

1. 氏名又は名称及び住所

住所については、法人の方は登記簿上(これから設立する場合は定款上)の本社住所を、個人の方は住民票上の住所を記載してください。

2. 代表者の氏名(法人の場合)

役職(代表取締役)も記載してください。

事業計画書の記載要領

イ. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

「住所」は、本社住所を記載して下さい。

「事業の種類」は、該当する事業の□欄にレ点を入れて下さい。

また、表に書ききれない場合は、「別紙のとおり」として一覧表を作成する等、適宜記載してください。

ロ. 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要

保管場所の有無について、○で囲って下さい。

保管施設がある場合は、「施設名」「所在地」「面積」の各欄を記入して下さい。

また、「構造」には、鉄筋、スレート葺、等を、「付属施設」には、防犯防火設備(例:警報アラーム、消火用スプリンクラー、等)を、それぞれ記載して下さい。

ハ. その他事業の計画の内容として必要な事項

①主たる事務所の名称及び所在地

本社(貨物利用運送事業を統括する事務所が本社と別にある場合は、その統括事務所)の 名称及び所在地を記載して下さい。

②営業所の名称及び所在地

営業所(貨物利用運送事業を行うものに限って構いません)の名称及び所在地を記載して 下さい

営業所が複数ある場合は、「別紙のとおり」と記入し一覧表を作成する等適宜記載して下さい。

③商号

事業の経営上使用する商号があれば記載して下さい。

④利用運送機関の種類

「貨物自動車運送」と記載して下さい。

⑤利用運送の区域又は区間

地方運輸局の管轄地域を基準として、主として事業を行う区域を記載して下さい。

(例:九州圏区域)

ただし、宅配便事業を行う場合は、仕立地帯及び仕向地帯の記載して下さい。

⑥業務の範囲

「一般事業」と記載して下さい。

ただし、貨物自動車運送事業者が行う宅配便事業を利用して貨物利用運送事業を行う場合は「宅配便事業」と、また「一般事業」と「宅配便事業」とを併せて行う場合は併記して記載して下さい。

ニ. 適用する利用運送約款

適用する利用運送約款については、該当する□欄にレ点を入れて下さい。

なお、③を選択する場合は別途、利用運送約款の認可を受けることが必要です。

登 録 申 請 添 付 書 類 一 覧

1.	事業	計画書	
	イ.	利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要	
	口.	貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要	
	ハ.	その他事業計画の内容として必要な事項	
	<u> </u>	適用する利用運送約款	
2.	利用	する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する	
		契約書の写し	
3.	事業の	の用に供する施設の概要を記載した書類	
	イ.	施設の使用権原を証する旨の宣誓書	
	口.	施設が都市計画法、建築基準法、農地法等に抵触しない旨の宣誓書	
	ハ.	施設が業務を遂行する上で、適切な規模、構造及び設備を有していることの宣誓書	
4.	既存の	の法人にあっては、次に掲げる書類	
	イ.	定款又は寄附行為及び登記簿謄本(履歴全部事項証明)----------	
	口.	最近の事業年度における貸借対照表	
	Л.	役員全員又は社員全員の名簿、及び履歴書	
5.	法人	を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類	
	イ.	定款(商法第 167 条及びその準用規定他、関係法令により認証を必要とする場合に	
		あっては、認証のある定款)又は寄附行為の謄本	
	口.	発起人全員、社員全員又は設立者全員の名簿、及び履歴書	
	ハ.	設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、株式の引受け	
		又は出資の状況及び見込みを記載した書類	
6.	個人に	こあっては、次に掲げる書類	
	イ.	財産に関する調書、及び残高証明書等	
	口.	戸籍抄本	
	ハ.	履歴書	
7.	貨物	利用運送事業法第6条1号~5号(欠格事由)のいずれにも	
	該当	しない旨の宣誓書	

留意点

- ・申請書に添付する書類については、上記一覧表の順番にしたがって下さい。
- ・4.5.6.については、該当する項目の書類を添付して下さい。
- ・6. イ. 財産に関する調書には、残高証明書等を添付して下さい。
- ・添付した書類を確認のうえ、□にレ印を入れて下さい。
- ・7. については、申請人が個人である場合はその申請人個人の、法人である場合は役員全員分の 宣誓書を添付して下さい。